

須崎市人権施策総合計画(概要版)

－ 令和7年3月改定 －

1 人権施策総合計画の趣旨

○計画期間 令和7年度～令和11年度（5か年間）

○基本理念

「人権尊重の社会づくり」を実現するために、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、須崎市で暮らす市民一人ひとりが、人権について正しい理解と認識を深め、人権意識を身につけ常に相手の立場に立った行動ができる豊かな人間性と、人権という普遍的文化の創造をめざします。

○方向性

I	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
II	人権に関わりの深い職業従事者への人権教育・啓発の推進
III	相談・支援体制の充実

○計画の性格等

この総合計画は、「須崎市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、人権尊重の基本理念、人権尊重の意識の醸成及び高揚に関すること、人権に関する分野ごとの施策などを定めるほか、男女共同参画社会基本法 第14条第3項の規定による「市町村男女共同参画計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第8条第3項の規定による「市町村基本計画」及び、女性活躍推進法 第6条第2項の規定による「市町村推進計画」を統合して定めるものです。

なお、この計画は、人権施策の推進に当たって、次の性格を持っています。

- (1) 須崎市が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 須崎市の分野別方針や計画等と密接に関連を持ったものです。
- (4) 個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示すものです。
- (5) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、市民や企業等に連携・協働を求めていくものです。

2 改定の背景(令和6年度 人権に関する市民意識調査の結果など)

ア 自身のもつ差別心等の人権課題(上位5項目)

(1) 同和問題	25.6%
(2) 障がい者	17.5%
(3) 感染症患者等	11.5%
(4) 外国人	9.9%
(5) 女性	8.2%

オ 人権尊重の社会実現に必要なこと(上位2項目)

対 応		須崎市	高知県
1	学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	52.9%	56.7%
2	行政が人権尊重の視点に立って、市民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う	47.1%	40.3%

イ 人権侵害の経験

経 験	須崎市	高知県
この5年間に人権が侵害されたと感じたことがある	14.4%	31.6%

ウ 人権侵害をされたと思った時の対応(上位3項目)

対 応		須崎市	高知県
1	友人、職場の同僚・上司に相談した	35.3%	31.1%
2	何もしなかった	33.3%	33.0%
3	家族、親せきに相談した	27.5%	30.1%

エ 何もしなかった理由(上位3項目)

対 応		須崎市	高知県
1	相談しても解決しなかった	52.9%	56.7%
2	自分が我慢すれば良いと思った	47.1%	40.3%
3	大げさなことにしなかった	29.4%	25.4%

社会情勢の変化や国の動き

- R2 政府が「ビジネスと人権に関する行動計画」策定
- R4 「改正労働施策総合推進法」施行 ※中小企業の事業主のパワー・ハラスメント防止対策が義務化
- R5 「こども基本法」施行
- R5 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
- R6 「改正障害者差別解消法」施行 ※事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化
- R6 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

現行計画(R2改定)から4年以上が経過

3 改定のポイント

- (1) 「人権に関する市民意識調査」を計画への反映
- (2) 困難女性支援法に関連する計画を統合
- (3) 男女共同参画社会基本法等・女性活躍推進法の計画統合を明記
- (4) 3章に「相談・支援体制の充実」を章立して、差別事象への対応体制等について明記
- (5) 第4章の中の「様々な人権課題」に「職場におけるハラスメント」を明記
- (6) 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性について明記

4 身近な人権課題と推進方針

番号	人権課題	推進方針
—	人権全般	①あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 ②特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 ③相談・支援体制の充実
1	同和問題	①同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発活動の推進 ②同和問題に関する相談・支援体制の充実
2	女性	①性別に関わらず平等に人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の参画の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実
3	子ども	①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自他を大切に、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④児童虐待の防止対策の充実
4	高齢者	①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実
5	障害者	①障害及び障害のある人への理解を深める教育・啓発の推進 ②身近な地域での相談・支援体制の充実や権利擁護に関する取組の推進 ③障害のある人の自立や社会参加に向けた主体的な取組の推進 ④障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑤障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実及び差別解消に向けた取組の推進
6	感染症患者等	エイズ・HIV ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実
		ハンセン病 ①ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実
7	外国人	①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進 ④外国人に関する相談・支援体制の充実
8	犯罪被害者等	①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発活動の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
9	インターネットによる人権侵害	①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知 ③インターネットに関する相談・支援体制の充実
10	災害と人権	①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進
11	性的指向・性自認	①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実
12	様々な人権課題	アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、人身取引、職場におけるハラスメント、その他の人権課題（自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護など）

5 須崎市行政の人権に関する相談窓口一覧

市外局番（0889）

相談区分	相談内容	担当課	連絡先
人権全般	人権全般に関すること 差別事象に関すること	人権交流センター	42-1420
同和問題	同和問題に関すること		
女性	DV被害に関すること 女性の人権侵害に関すること 職場におけるセクシュアル・ハラスメント	子ども・子育て支援課	42-1229
子ども	子どもの虐待に関すること 子育てに関するトラブルや子育てでの悩み		
	子ども	子どもの障害に関すること 不登校やいじめ、学校生活全般について	福祉事務所
子ども			学校教育課
	高齢者		高齢者福祉全般について
障害者	障害のある人やその家族が抱える権利擁護、保健医療及び社会復帰、自己決定能力支援について 合理的配慮の提供に関すること	福祉事務所	42-3691
感染症患者等	エイズ・HIV・ハンセン病・その他感染症に関すること	健康推進課	42-1280
外国人	外国人の人権に関すること	人権交流センター	42-1420
犯罪被害者等	犯罪被害に関すること	福祉事務所	42-3691
インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害に関すること全般	人権交流センター	42-1420
災害と人権	災害時の人権への配慮について	防災課	42-1236
性的指向・性自認	性的指向や性自認を理由とする悩みや問題に関すること	人権交流センター	42-1420

（相談時間 月～金 8:30～17:15 祝日除く）

須崎市 人権交流センター

〒785-0016 高知県須崎市栄町8番32号

電話：（0889）42-1420

FAX：（0889）42-1428